

学校法人順天堂評議員報酬支給規則

制定 令和7年4月1日

改正 令和7年10月1日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人順天堂の評議員報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員報酬は学校法人順天堂寄附行為第33条第二号及び第三号の評議員に対して支給する。

2 評議員報酬は年度毎に年額3万円とする。

(支給方法)

第3条 評議員報酬の支給日は、新任者は就任日の属する月の翌々月25日とし、就任翌年以降は、各年度の定時評議員会の開催日の属する月の翌々月25日とする。ただし、その日が休日又は土曜日にあたるときは、その前日とする。

2 評議員報酬は、直接評議員に通貨をもって支給する。ただし、通貨支給に加えて本人名義の銀行口座に振込み支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日に施行し、令和7年度の定時評議員会の終結の時から適用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。